

第1回北広島市ラブホテル建築規制審議会会議録

日 時	令和3年4月28日(水) 10時00分 ~ 10時40分
会 場	市役所4階会議室4EF
出席委員	非公開
欠席委員	なし
市出席者	(市建設部) 新田建設部長、松崎建築課長、吉岡主査、今井主任、竹内主任
傍聴者	非公開

1 開 会

- 委員の全員が出席していることから、審議会が成立していることを確認し、開会。
- 会長選出までの間、事務局で進行。

2 部長挨拶

3 委員紹介

- 事務局から、委員を紹介。続いて、事務局を紹介。

4 会長・職務代理者の選出

- 出席委員の満場一致により、会長としてA委員を、職務代理者としてB委員を選出。

5 会議録署名委員の選出

- 会長より審議会毎に五十音順で指名する旨を説明し、C委員を指名。

6 議 事

(1) 審議会の運営について

事務局より審議会の運営について説明

【質問・意見なし】

会 長：審議会の運営については、会議は非公開とし、会議録については、委員名及び発言者名を伏せた状態で、発言の要旨のみ公開とする。

【異議なし】

事務局より審議フローの説明(資料1)

【質疑・意見なし】

(2) 北広島市ラブホテル建築規制条例の改正について

事務局より条例改正の説明（資料2、資料3、資料4）

（改正要旨）

- ・「ラブホテル」の名称変更に伴う所要の改正。
- ・条例に適用除外区域（札幌圏都市計画運動公園地区地区計画の区域）の設定。
- ・パブリックコメントの結果については、意見がなかった旨報告。

【質問・意見】

D委員：条例の名称変更について、「特定ホテル」の定義は何か。

事務局：現条例第2条にある「ラブホテル」の定義を「特定ホテル」に変えるものである。

会 長：条例改正の内容について案のとおり承認することにご異議ないか。

【異議なし】

【原案のとおり承認】

(3) 北広島市ラブホテル建築規制条例施行規則の改正について

事務局より施行規則改正の説明（資料5）

（改正要旨）

- ・条例同様に、「ラブホテル」の名称変更に伴う所要の改正。
- ・第2条（構造及び設備の基準）の改正。
  - 第2条第1号 玄関について
  - 第2条第2号 フロント等について
  - 第2条第4号 会議室等について
  - 第2条第7号 客室の種類と規模について
  - 第2条第8号 共同用の便所について
  - 第2条第10号 宿泊に係る手続きについて
  - 第2条第2項 緩和要件の新設

【質疑・意見なし】

会 長：施行規則改正の内容について案のとおり承認することにご異議ないか。

【異議なし】

【原案のとおり承認】

7 次回審議会の日程

事務局：今後の審議会については、ホテル建設の申請があった場合に開催する。

【質疑・意見なし】

8 閉 会

○事務局から、会議録の市ホームページへの掲載を説明し、閉会。